

2023年2月28日

各位

会社名 株式会社 ブイキューブ
代表者名 代表取締役会長 間下 直晃
(コード番号：3681 東証プライム)
問合せ先 取締役 CFO 経営企画本部長 山本 一輝
(TEL. 03-6625-5011)

監査等委員会設置会社への移行、役員の変動及び定款一部変更に関するお知らせ

当社は、2023年3月28日開催予定の第23期定時株主総会で承認可決されることを条件として、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行することを本日決議いたしました。これに伴い、監査等委員会設置会社移行後の役員の変動及び定款の一部変更について、同株主総会へ付議することを本日決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 監査等委員会設置会社への移行について

(1) 移行の目的

持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を図るため、経営に関する意思決定の迅速化・効率化を図るとともに、監査等委員である取締役が取締役会における議決権を持つことにより、取締役会の監督機能を強化することで、コーポレート・ガバナンスの一層の充実を図ることを目的としております。

(2) 移行の時期

2023年3月28日開催予定の第23期定時株主総会において、移行に必要な定款変更等についてご承認をいただき、監査等委員会設置会社に移行する予定です。

2. 役員の変動について

今般の監査等委員会設置会社への移行に伴う役員人事につきまして、下記のとおり内定いたしました。なお、各取締役候補者の新役職につきましては、第23期定時株主総会並びに同日開催予定の取締役会及び監査等委員会を経て正式に決定される予定です。

(1) 取締役（監査等委員である取締役を除く）候補者

氏名	新役職名	現役職名
ました なおあき 間下 直晃	代表取締役会長 グループCEO	同左
たかだ まさや 高田 雅也	代表取締役社長 国内CEO	同左
みずたに じゅん 水谷 潤	取締役副社長 国内COO	同左
かめざき ようすけ 亀崎 洋介	取締役 CTO	同左
やまもと かずき 山本 一輝	取締役 CFO	同左
David Kovalchik デイビッド・コバルチック	取締役	(新任)

むらかみ のりお 村上 憲郎	社外取締役	同左
にしむら けんいち 西村 憲一	社外取締役	同左
こし なおみ 越 直美	社外取締役	同左

(2) 監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
ふくしま きくお 福島 規久夫	社外取締役 監査等委員 (常勤)	常勤社外監査役
まつやま だいこう 松山 大耕	社外取締役 監査等委員	社外監査役
あきもと ひでひと 秋元 秀仁	社外取締役 監査等委員	(新任)

(3) 補欠の監査等委員である取締役候補者

氏名	新役職名	現役職名
こし なおみ 越 直美	補欠の社外取締役 (監査等委員)	社外取締役

(4) 退任予定役員

氏名	新役職名	現役職名
おだしま きよじ 小田嶋 清治	—	社外監査役

小田嶋清治氏は、2023年3月28日開催予定の第23期定時株主総会終結の時をもって、任期満了により退任を予定しております。

(5) 新任候補者の氏名及び略歴

氏名 (生年月日)	略歴
David Kovalchik デイビッド・コバルチック (1966年1月4日)	1983年1月 Computerware, Inc. 共同創業者 1997年1月 Dyventive, Inc. CEO(現任) 1999年1月 Pharmethod, Inc. CEO(現任) 2011年10月 Xyvid, Inc. CEO(現任)

(取締役の新任候補者選定の理由)

デイビッド・コバルチック氏は、当社米国子会社 Xyvid, Inc. のCEOを務めており、当社グループ事業の柱の一つであるオンラインイベント配信事業に精通すると共に、米国企業の属する社会や文化、慣習について豊富な知識を有しています。当社取締役会の多様性を高め活性化させることを期待でき、当社の更なるグローバル展開のための提言・シナジー効果を期待するためであり、当社の取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

氏名 (生年月日)	略歴
あきもと ひでひと 秋元 秀仁 (1961年8月25日)	1986年4月 東京国税局 入局 1999年7月 大蔵省(現財務省)主税局国際租税課 係長 2000年7月 国税庁調査査察部調査課 審理係長 2010年7月 麻布税務署 副署長 2016年7月 玉川税務署長 2020年7月 札幌国税局 総務部長 2021年7月 高松国税局長 2022年8月 秋元秀仁税理士事務所開設 代表税理士(現任)

(社外取締役 監査等委員の新任候補者選定の理由)

秋元秀仁氏は、主に税務の専門家としての豊富な実務経験と深い見識に基づく助言・提言を行うことを期待でき、同氏は社外役員となる以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、当社の社外取締役としてその職務を適切に遂行できるものと判断しております。

3. 定款の一部変更について

(1) 変更の理由

監査等委員会設置会社への移行に伴い、監査等委員である取締役及び監査等委員会に関する規定の新設、監査役及び監査役会に関する規定の削除等、所要の変更を行うものであります。

(2) 変更の内容

変更の内容は別紙のとおりです。

(3) 日程

定款変更のための株主総会開催日 2023年3月28日(予定)

定款変更の効力発生日 2023年3月28日(予定)

以 上

現 行 定 款	変 更 案
<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (条文省略)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議により選定し、公告する。</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(株主名簿管理人)</p> <p>第9条 (現行どおり)</p> <p>2 株主名簿管理人及びその事務取扱場所は、取締役会の決議または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>により選定し、公告する。</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。</p>	<p>(株式取扱規程)</p> <p>第10条 当社の株主権利行使の手続き、その他株式に関する取扱いについては、法令または本定款のほか、取締役会または<u>取締役会の決議によって委任を受けた取締役</u>において定める株式取扱規程による。</p>
<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役は、10名以内とする。</p>	<p>(取締役の員数)</p> <p>第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、10名以内とし、<u>監査等委員である取締役は、5名以内とする。</u></p>
<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 (条文省略)</p> <p>3 (条文省略)</p>	<p>(取締役の選任)</p> <p>第20条 取締役は、株主総会の決議によって、<u>監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して</u>選任する。</p> <p>2 (現行どおり)</p> <p>3 (現行どおり)</p>
<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>2 増員により、または補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の残任期間と同一とする。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p>	<p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 <u>監査等委員である取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</u></p> <p>3 増員により、または補欠として選任された取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の任期は、他の在任取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) の残任期間と同一とする。</p> <p>4 増員により、または補欠として選任された<u>監査等委員である取締役の任期は、他の監査等委員である在任取締役の残任期間と同一とする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役会の決議によって</u>選定する。</p> <p>2 (条文省略)</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 取締役会は、その決議によって<u>取締役 (監査等委員であるものを除く。)</u>の中から代表取締役を選定する。</p> <p>2 (現行どおり)</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>3 取締役会は、その決議によって取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役及び監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p style="text-align: center;">(新 設)</p> <p>第28条 (条文省略)</p> <p>(取締役の報酬等) 第29条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第30条 (条文省略)</p> <p>2 当社は、社外取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査役及び監査役会</p> <p>(監査役及び監査役会の設置) 第31条 当社は、監査役及び監査役会を置く。</p>	<p>3 取締役会は、その決議によって取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、取締役(監査等委員であるものを除く。)の中から取締役会長1名及び取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。</p> <p>(取締役会の招集通知) 第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく取締役会を開催することができる。</p> <p>(取締役会の議事録) 第27条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は、議事録に記載または記録し、出席した取締役がこれに記名押印または電子署名する。</p> <p>(重要な業務執行の決定の委任) 第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって、重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。</p> <p>第29条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して定める。</p> <p>(取締役の責任免除) 第31条 (現行どおり)</p> <p>2 当社は、非業務執行取締役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p> <p style="text-align: center;">第 5 章 監査等委員会</p> <p>(監査等委員会の設置) 第32条 当社は、監査等委員会を置く。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の員数)</p> <p>第32条 当社の監査役は、5名以内とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の選任)</p> <p>第33条 監査役は、株主総会の決議によって選任する。</p> <p>2 監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の解任)</p> <p>第34条 監査役の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもってこれを行う。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結の時までとする。</p> <p>2 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査役会を開催することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第33条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p> <p>2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく監査等委員会を開催することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第34条 監査等委員会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査等委員の過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第35条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果ならびにその他法令に定める事項は議事録に記載または記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印または電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第36条 監査等委員会に関する事項は、法令または定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現 行 定 款	変 更 案
<p>(監査役の報酬等)</p>	
<p>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>(監査役の責任免除)</p>	
<p>第42条 当社は、取締役会の決議によって、監査役(監査役であった者を含む。)の会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。</p> <p>2. 当社は、社外監査役との間で、会社法第423条第1項の賠償責任について法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく賠償責任の限度額は、法令の定める最低責任限度額とする。</p>	<p>(削 除)</p>
<p>第43条～第45条 (条文省略)</p>	<p>第37条～第39条 (現行どおり)</p>
<p>(会計監査人の報酬等)</p>	<p>(会計監査人の報酬等)</p>
<p>第46条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。</p>	<p>第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。</p>
<p>第47条～第51条 (条文省略)</p>	<p>第41条～第45条 (現行どおり)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(附則)</p>
<p>(新 設)</p>	<p>(監査役の責任免除に関する経過措置)</p>
	<p>第1条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、第23期定時株主総会において決議された定款一部変更の効力が生ずる前の任務を怠ったことによる監査役(監査役であった者を含む。)の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会決議によって免除することができる。</p> <p>2. 第23期定時株主総会終結前の監査役(監査役であった者を含む。)の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項に定めるところによる。</p>